

交流発電装置に関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編及び H 編
高速船規則

改正事項

交流発電装置に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 M3(Rev.6), M51(Rev.4)及び M53(Rev.6)においては原動機に関する要件を規定し, E13(Rev.2)においては発電機に関する要件を規定している。

交流発電装置は, 発電機, 発電機用原動機, 継手等から構成され, 各機器の要件は上記 IACS 統一規則において規定しているが, 当該装置を構成する各機器のみならず, 一組の交流発電装置としても仕様及び性能の確認が必要である。このため, IACS は, 交流発電装置に関する要件を新規に規定し, 2019 年 5 月に IACS 統一規則 M80 として採択した。

このため, IACS 統一規則 M80 に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 交流発電装置としての銘板を備えなければならない旨規定した。
- (2) 発電装置の出力が 110 kW 未満の場合, ねじり振動計算書の提出を省略することができる旨規定した。

改正条項

鋼船規則 D 編 1.3.10, 8.1.2
鋼船規則 H 編 2.4.14
高速船規則 9 編 1.2.8